

表彰規程施行規則

社団法人 日本鍛造協会
制定 平成18年 1月20日
改定 平成20年 7月18日

第1節 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、社団法人日本鍛造協会（以下、当協会という）の表彰規程第12条にもとづいて制定するもので、同規程の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(表彰の種別)

第 2 条 当協会が施行する表彰は表彰規程第2条の範囲内において次の7種とする。

- (1) 業界功労者表彰
- (2) 技術・技能優秀者表彰
- (3) 優良従業員表彰
- (4) 無災害記録達成表彰
- (5) 安全衛生事業貢献表彰
- (6) 人材育成事業貢献表彰
- (7) 環境保全優良企業表彰

(会員企業の定義)

第 3 条 この規則における会員企業とは当協会の正会員である企業、賛助会員である企業及び正会員である団体会員の傘下にあるその団体の正会員企業をいう。

(被表彰資格)

第 4 条① 表彰を受ける者は、表彰式典当日において当協会の会員又は会員企業に在籍する者でなければならない。

② 前項の規程に関わらず、第2条第1号については表彰式当日において会員企業を退社し、又は故人となった者を表彰することを妨げない。

(重複表彰の禁止)

第 5 条 すでに表彰を受けた者又は会員企業は第2条各号について、同一種の表彰を再び受けることはない。

(表彰の取消)

第 6 条 被表彰者において表彰の趣旨に反する行為があったとき、又は表彰申請に際し虚偽の申告があったときは、会長は総合企画委員会に諮り表彰を取り消すことができる。

第2節 業界功労者表彰

(業界功労者表彰の定義)

第 7 条 当協会の運営に多大の功績があり、もって鍛造業界の発展に寄与したと認められる者を業界功労者として表彰する。

(業界功労者表彰の条件)

第 8 条 業界功労者表彰は次の各号の一つに該当する者を対象とし、総合企画委員会が審査し決定する。ただし、第3号及び第4号については各常設委員会が総合企画委員

会へ推薦することを妨げない。

- (1) 当協会の会長又は副会長を1期2年以上精勤した後に退任した者
- (2) 当協会の理事を2期4年以上務めた後に退任した者であって、在任期間中の理事会への出席率が三分の二に達している者
- (3) 当協会の常設委員会の委員長又は委員を10年以上務め、在任期間中の当該委員会への出席率が三分の二に達している者
- (4) 当協会の会員でない企業、団体又は個人であって、当協会の運営、事業、企画等に貢献し多大の功績があり、もって当協会の発展に寄与した者

(表彰の制限)

- 第9条① 表彰は表彰規程第1条により功績を称え労をねぎらうものであるので、前条第1号乃至第3号の条件を満足したことをもって、自動的に決定されるものではない。
- ② 同一人物が前条第1号乃至第3号に二つ以上重複して該当するときは、その表彰は一つとする。

(業界功労者表彰の記念品)

- 第10条① 本節の表彰に際し付与する記念品は第8条第1号については5万円相当とし、第8条第2号及び第3号については3万円相当とする。
- ② 第8条第4号に付与する記念品は2万円以上5万円相当とし、被表彰者の功績の大きさ及び社会的地位を勘案して、総合企画委員会が決定する。

第3節 技術・技能優秀者表彰

(技術・技能優秀者表彰の定義)

- 第11条① 優れた研究開発、発明考案があり、その功績が個人又は企業内に止まらず、鍛造業の技術の進歩・向上に著しく貢献したと認められるとき、その開発者を表彰する。
- ② 前項の功績が複数名によるものである場合、その表彰は一つとする。

(技術・技能優秀者表彰の推薦)

- 第12条 前条の対象者は会員からの申請にもとづき、技術研究委員会が審議して、総合企画委員会へ推薦する。

(重複表彰禁止の例外)

- 第13条 本節の表彰については、表彰の対象となる技術・技能の内容が全く別個のものとして判断される場合に限って、第5条の規程の例外として、同一人を2回以上表彰することができる。

(技術・技能優秀者表彰の記念品)

- 第14条 本節の表彰に際し付与する記念品は1万5千円相当とする。

第4節 優良従業員表彰

(優良従業員表彰の定義)

- 第15条 会員企業の従業員で永年にわたり精勤し、常に業務改善に努め、後進の指導に当たり人格に優れ、もって他の範となりうる者を表彰する。

(優良従業員表彰の推薦)

第16条① 前条の対象者は会員からの申請にもとづき、研修教育委員会が審議して、総合企画委員会へ推薦する。

- ② 研修教育委員会の前項による推薦者は10人を超えることがあってはならない。
- ③ 正会員である団体会員が傘下にある正会員企業に属する者を推薦するときはその団体会員の長は前項の趣旨に照らして、多人数にならないよう調整しなければならない。

(申請の条件)

第17条① 本節の表彰を受けるべく申請する従業員は40歳以上、勤続20年以上であって、社内において他と比べ特に優秀さが顕著な者とする。

- ② 申請できる人数は、従業員100人以上の会員企業にあつては2人を、従業員99人以下の会員企業にあつては1人を限度とする。
- ③ 申請するも研修教育委員会の審議の結果、推薦されなかった者を翌年以降に再申請することを妨げない。
- ④ 申請する従業員は鍛造及び鍛造関連業務に従事する者とするが、鍛造專業の会員企業にあつては一般事務職も鍛造関連業務とみなす。

(優良従業員表彰の記念品)

第18条 本節の表彰に際し付与する記念品は1万円相当とする。

第5節 無災害記録達成企業表彰

(無災害記録達成企業表彰の定義)

第19条① 会員企業が連続して10年間無災害であったときに、これを無災害記録達成企業として表彰する。

- ② 前項の表彰後、更に無災害を継続している限りにおいて、5年毎に無災害記録達成企業として表彰する。この場合、前項の表彰又はその後5年毎の表彰を申請したか否かを問わない。
- ③ 第1項の表彰を受けた後、連続無災害記録が途絶えた場合は、再び10年間無災害であっても第5条の規程により表彰されることはないが、前項については前に表彰された期間より長い場合は表彰することを妨げない。

(無災害記録達成企業表彰の推薦)

第20条 前条の対象となりうる会員企業は安全衛生委員会に申請し、安全衛生委員会は審議して、総合企画委員会へ推薦する。

(無災害の条件)

第21条① 本節における無災害とは会員企業の事業場の内外を問わず、業務上の休業災害、死亡災害又は身体に障害が残る災害が全く無いことをいう。

- ② 前項の対象となる者は会員企業内における地位、処遇及び雇用形態を問わない。
- ③ 災害の発生は休業日、残業時間等の全てを含み、日及び時刻を問わない。

(連続無災害証書及び緑十字旗との関係)

第22条 過去に5年以内の連続無災害記録を達成したとして証書及び緑十字旗の授与を申請したか否かは、本節の表彰の条件とはならない。

(無災害記録達成企業表彰の記念品)

第23条 本節の表彰に際し付与する記念品は3万円相当とする。

第6節 安全衛生事業貢献表彰

(安全衛生事業貢献表彰の定義)

第24条 当協会が実施する安全衛生作品募集事業に毎年積極的に参画し、安全衛生についての意識の高揚を計り、もって労働災害の低減に寄与した会員企業を安全衛生事業貢献企業として表彰する。

(安全衛生事業貢献表彰の推薦)

第25条 前条の対象企業は安全衛生委員会が審議して総合企画委員会へ推薦する。

(安全衛生事業貢献表彰の対象基準)

第26条① 安全衛生委員会は当協会が毎年募集する安全衛生作品の入選者個人に対し、証書と記念品を授与することとは別に、入選作品の1等(1件)は3点、2等(2件)は2点、3等(3件)は1点、佳作(10件)は0.5点として会員企業毎の貢献度を算出し、3年連続して得点があり、かつ3年間の合計が3.5点以上となる会員企業を表彰の対象とする。

② 第24条の表彰後、3年以上経過して再び前項の条件を満たしたときは、第5条の規程に関わらず、再び表彰することを妨げず、以後も同様とする。

(表彰の除外)

第27条 前条の条件を満たしていても、表彰対象企業における労働災害発生及び安全衛生管理の状況等を勘案して、表彰対象として推薦しないことがある。

(安全衛生事業貢献表彰の記念品)

第28条 本節の表彰に際し付与する記念品は3万円相当とする。

第7節 人材育成事業貢献表彰

(人材育成事業貢献表彰の定義)

第29条 当協会が実施する鍛造技術通信講座に従業員を積極的に参加させる等、人材育成事業に多大の関心を示し、もって鍛造業界の人材育成に寄与した会員企業を人材育成事業貢献企業として表彰する。

(人材育成事業貢献表彰の推薦)

第30条 前条の対象企業は研修教育委員会が審議して総合企画委員会へ推薦する。

(人材育成事業貢献表彰の対象基準)

第31条① 研修教育委員会は鍛造技術通信講座を修了した者の状況を会員企業毎に把握して、5年連続して修了者を出した会員企業を表彰の対象とする。

② 第29条の表彰後、途絶えることなく引き続き3年連続して修了者を出した会員企業は、第5条の規程に関わらず、再び表彰することを妨げず、以後も同様とする。

③ 第1項の基準を満たして表彰された後、修了者を出さない年があった場合は再び第1項の基準を満たしても、第5条の規程により表彰されることはないが、前項については前に表彰された年数より長い場合は、これを表彰することを妨げない。

(人材育成事業貢献表彰の記念品)

第32条 本節の表彰に際し付与する記念品は3万円相当とする。

第8節 環境保全優良企業表彰

(環境保全優良企業表彰の定義)

第33条 環境に優しい鍛造業の実現を目指し、循環型社会構築及び地球温暖化防止対策等をさらに推進するため、環境対策の取り組みに顕著な功績があった会員企業を表彰する。

(表彰の推薦)

第34条 前条の対象となりうる会員企業は安全衛生環境委員会に申請し、安全衛生環境委員会は審議して総合企画委員会へ推薦する。

(環境保全優良企業表彰の対象及び基準)

第35条① 環境マネジメント部門

- ・ISO14001 認証取得又は環境マネジメントシステムを構築し、3年以上継続している。
- ・省エネ、省資源に対する数値目標を設定している。

② 環境美化部門

- ・敷地面積に対する緑地面積比率が工場立地法による緑地面積率等の規制を満たし、緑化、環境美化推進に関する計画や管理体制を策定している。

③ 環境学習・パートナーシップ部門

- ・地域や行政などとの連携、協同による地域環境の保全に向けた取り組み等を行っている。

④ 環境プロジェクト部門

- ・技術開発によって、廃棄物の排出抑制及び再使用、再利用、地球温暖化防止対策、省資源、省エネルギーに効果をあげている。

(表彰の除外)

第36条 過去5年間、環境保全に支障を及ぼす事故及び法令違反がないこと。

(環境保全優良企業表彰の記念品)

第37条 本節の表彰に際し付与する記念品は3万円相当とする。

第9節 雑 則

(資料の管理及び報告)

第38条① 専務理事は第2条第1号、第5号及び第6号の表彰対象の基準となるデータを常に整備し、総合企画委員会又は各常設委員会の求めに応じて提出するものとする。

② 前項の求めがない場合においても、表彰対象基準を満足した個人又は会員企業があるときは、専務理事は推薦母体となる常設委員会に報告するものとする。

(記念品の選択)

第39条 本規則に定める記念品について、その内容は総合企画委員会及び推薦した常設委員会の意向を尊重した上で、専務理事が決定して手配する。

(事務局職員の表彰)

第40条 事務局職員の表彰は、通常において表彰規程第10条によるものとするが、事情によりやむを得ず臨時に表彰する必要があるときは、本規則第8条第4号に準拠するものとして、専務理事が総合企画委員会へ推薦し、総合企画委員会が審議決定する。